平成25年度政府予算提言・要望書 (東日本大震災津波に関する項目を除く)

平成25年1月8日

岩手県知事 達增拓也

目 次

1	地方の税財源の確保・充実について 1 (内閣府・総務省・財務省)
2	デジタル・ディバイドの解消について3 (総務省)
3	JR岩泉線の早期復旧に係る国の全面的な支援について 4 (国土交通省)
4	第71回国民体育大会開催に係る支援について 5 (文部科学省)
5	新しい公共に係る支援の継続について 7 (内閣府)
6	北上川の清流化確保対策について8 (総務省・経済産業省・環境省・国土交通省)
7	地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充について 9 ^(消費者庁)
8	地域医療再生のための総合的な政策の確立について 10 (厚生労働省)
9	医師確保等人材の育成支援について11 (厚生労働省・総務省・文部科学省)
10	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について
11	少子化対策の推進について14 (総務省・厚生労働省)
12	介護人材確保対策の充実について15 (厚生労働省)
13	自殺対策の充実について16 (内閣府・厚生労働省)
14	<u>診療報酬の改定について17</u> (厚生労働省)
15	病院事業に係る地方財政措置拡充について18 (総務省)
16	地方と中国の交流を促進するための環境の整備について19
17	農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について20 (農林水産省・林野庁・水産庁)
18	野生鳥獣対策の拡充について23 (農林水産省・環境省)
19	農地・森林・水産基盤の整備及び保全について24 (農林水産省・林野庁・水産庁)
20	農林水産業分野に関する国際貿易交渉等について27 (農林水産省・林野庁・水産庁)

21	道路整備事業の促進について29 (財務省・国土交通省)
22	港湾・海岸整備事業の促進について30 (財務省・国土交通省)
23	河川・砂防施設整備事業の促進について31 (財務省・国土交通省)
24	ダム建設事業の促進について32 (財務省・国土交通省)
25	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について33 (財務省・国土交通省)
26	浄化槽整備事業の推進について35 (環境省)
27	農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について36 (農林水産省)
28	高校授業料無償化の継続及び拡充について37 (文部科学省)
29	新たな教職員定数改善計画の策定について39 (文部科学省)
30	学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について 40 (文部科学省)
31	活断層調査の推進について41 (文部科学省)
32	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について42 (文化庁)

頁

地方の税財源の確保・充実について 1

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地 方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自 由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営 に必要な一般財源総額の確保や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系 の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

地方税財源の充実強化

(1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方の増大する役割に対応し、地域主権改革を実現するため、国・地 方間の税財源の配分のあり方を見直すこと

その際には、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構 築すること

(2) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は地域主権を支える重要な基幹税目であり、主要税目の中 で、最も偏在度が低い税目ではあるが、それでも一定の偏在性があるこ とから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費 税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと

(3) 地方税における税負担軽減措置の見直し

国が地方の課税権を制約する税負担軽減措置の見直しを行うこと

(4) 地方における社会保障財源の確保

地方の社会保障財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体 の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体における それぞれの役割分担に応じて、偏在性の少ない地方消費税の充実など安 定的な財源の確保を図ること

2 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

平成25年度の地方財政対策について、その決定時期が例年より遅れることが見込まれているが、既に地方の予算編成作業が本格化していること等を踏まえ、「中期財政フレーム(平成25年度~平成27年度)」における『交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成25年度から平成27年度の間、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する』との趣旨を堅持し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること

また、地方財政計画の策定に当たっては、税収を的確に見込むとともに、歳出においても社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させること

加えて、地方が厳しい財政状況のもと国に先んじて独自の給与削減や 定数削減等の行財政改革に取り組んでいる現状に鑑み、国家公務員に係 る時限的な給与削減措置について、国が地方に対して同様の措置を実質 的に強制するような、地方財政計画における給与関係経費の計上は断じ て行わないこと

3 地域自主戦略交付金の必要額の確保及び自由度の向上

地域自主戦略交付金の予算については、事業が着実に実施できるよう、 必要な総額を確保すること

また、事業の実施にあたっては、補助金適正化法の適用除外とするなど地方公共団体が地域の実情に応じて運用できるよう、より自由度の高い交付金とすること

情報流通行政局、総合通信基盤局

2 デジタル・ディバイドの解消について

地域間のデジタル・ディバイド(情報通信格差)を解消し、国民が等し く情報化の恩恵を享受できる環境を実現するため、ブロードバンドや携帯 電話などの情報通信基盤の整備及び利活用の推進を図られるよう要望しま す。

また、平成24年3月には、地上デジタル放送へ完全移行しましたが、地上系恒久対策などの受信側対策において、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設すること

また、中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること

2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、 その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支 援する制度を創設すること

3 地上デジタル放送の受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民の過重な負担とならないよう現行補助制度を拡充すること

3 JR岩泉線の早期復旧に係る国の全面的な支援について

JR岩泉線は、平成22年7月31日の土砂崩壊災害発生以来全線不通となっており、地域住民は、代行マイクロバスによる長時間の乗車等の不便に耐えながらの生活を余儀なくされております。

このような状況の中、平成24年3月に、東日本旅客鉄道株式会社から、 鉄道での復旧を断念する旨の方針が示されたところですが、この方針は一 方的であり、これまでの地元自治体の要望や地域の切実なる思い、意向に 相反するもので、極めて遺憾であります。

急峻な山々に囲まれた交通難所において、JR岩泉線は、安全で確実な公共交通機関として、地域住民の日常生活にとって、また、観光路線として極めて重要な路線であり、しかも、並行する国道340号は、道幅が狭く、急カーブ、急こう配のため、列車と比べて所要時間が長く、特に冬期間は、道路状況が悪化することから、鉄道の代替道路となり得ないものであります。

つきましては、JR岩泉線の早期復旧に向け、次のとおり要望します。

1 早期運行再開に係る支援

JR岩泉線の早期運行再開に向け、東日本旅客鉄道株式会社に対し、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正法」に基づく必要な指導・助言等の措置を講じるほか、東日本旅客鉄道株式会社が負担する安全対策費用や地元自治体が実施する利用促進の取組みへの支援措置を講じること

2 運行再開までの間の当面の交通確保に係る支援

運行再開までの間の当面の交通を確保するため、東日本旅客鉄道株式 会社に対し、必要な指導・助言等の措置を講じること

4 第71回国民体育大会開催に係る支援について

東日本大震災津波により、国民体育大会(以下「国体」という。)の競技を予定していた県内施設が多数被災したところであり、復興を最重要課題として取り組む中で、市町村や競技団体においてもその施設の整備や競技運営に係る経費の確保、従事する人員の確保が難しい状況となっております。

このような中、県内各市町村及び競技団体では国体開催への意向を示し、 さらには全国からも岩手で開催して欲しいという要請をいただいているこ とを踏まえ、本県では、復興のシンボルとして「新しい岩手型国体」を開 催する方針を打ち出したところでありますが、震災からの復旧・復興に最 優先で取り組まなければならないことから、国体開催に向けた様々な課題 について、ひとつひとつ解決していく必要があります。

つきましては、従来からのご支援に加え、下記の項目について特段のご 配慮をお願いします。

1 国体運営費への財政支援の拡大

- (1) スポーツ基本法に定める国体の主催者として応分の負担をすること 特に、本県においては、復旧・復興に最優先で取り組む中で国体を開 催することから、特段の配慮を行うこと
- (2) 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費及び運営費に係る市町村への補助等も対象とすること

2 国体競技施設整備に係る補助制度の創設

県、市町村が行う国体競技開催に向けて必要となる施設整備に対する 補助制度を創設するなど、特段の配慮を行うこと

3 中央競技団体が会場地市町村に対して行う運営支援への補助制度の創 設

国体開催に関し、中央競技団体が会場地市町村に対して行う運営支援 について、円滑な運営が出来るよう中央競技団体への補助制度を創設す るなど、特段の配慮を行うこと

5 新しい公共に係る支援の継続について

本県では、平成21年度に策定した「いわて県民計画」に掲げる「希望郷いわて」の実現を目指し、地域社会のあらゆる構成主体の総力を結集して地域コミュニティの再生・活性化など地域課題の解決に向け取り組んでおります。これは、「新しい公共」の拡大と定着を目指す国の政策と軌を一にするものであり、今後ともその取組を推進する必要があります。

また、本県は、東日本大震災津波により甚大な被害を受け、被災地の行政機能も大きく損なわれたことから、NPO等の民間非営利団体が公の領域の活動に大きな役割を果たしているものの、運営基盤が脆弱なNPO等が多く、財政面を含めた支援が欠かせない状況にあります。

つきましては、「新しい公共」を担うNPO等に対する支援について、次のとおり要望します。

1 新しい公共支援事業の継続または新たなスキームによるNPO支援

平成25年度以降も新しい公共支援事業によるNPO等の支援を継続すること

同事業の継続が困難である場合、新たなスキームによるNPO支援の 事業を創設し、NPO等が被災地等で継続的かつ安定的に活動できるよ う財政面を含めた支援を行うこと

総務省経済産業省 自治財政局 商務情報政策局

環 境 省 国土交通省 水・大気環境局 水管理・国土 保全局

6 北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の 了解事項に基づき実施されてきたところでありますが、恒久的財源対策、 3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置 を要望します。

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っているが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であり、恒久的で安定した財政制度を確立すること

また、それまでは現行の補助率 3/4 を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持すること

2 3メートル坑の安全確保対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、具体的な方針を定め、国が盤膨れ対策を早急に講じること

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理 区間を延伸し、国で一元的な管理を行うこと

7 地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充について

国では平成21年度の消費者庁の発足を契機に平成21~23年度を地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」とし、具体的支援策として都道府県に「地方消費者行政活性化交付金」及び「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付しました。

都道府県ではこれを活用し、「地方消費者行政活性化基金」を造成して 消費生活相談体制の整備をはじめとした県及び市町村の消費者行政の充 実・強化に取り組んできたところでありますが、国からの財政措置は平成 24年度までとされております。

今後とも、県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくため、現在の財政措置期間終了後における国の財政支援について、次のとおり要望します。

1 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

現行の基金事業期間の終了後も、計画的・継続的に地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、財政支援、とりわけ相談員人件費の支援を維持すること

2 地方消費者行政の安定的推進に係る恒久的財源の早期確保

地方自治体の財政事情等によらずに消費者行政を安定的に推進するための恒久的財源を早期に措置すること。

8 地域医療再生のための総合的な政策の確立について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、 医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育 成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化してお り、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

ついては、地域医療の再生のため、次のとおり要望します。

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法(仮称)」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携を踏まえて、その実効性のある運用を実現すること

具体的には、臨床研修医の募集に際し、地域枠・診療科枠を設定し、 全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対して医師過 少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の 偏在を解消する施策を直ちに実行すること

2 地域医療再生の取組に対する支援

平成21年度に創設された地域医療再生臨時特例交付金制度について、地域医療再生の取組には継続的に安定した財源が必要であることから、当該交付金により都道府県が設置した地域医療再生基金の積み増しを行うとともに、その使途については、広く自治体の裁量に委ねるなど、地方の実情に応じて地域医療再生に向けた取組をより一層推進することが可能となる自由度の高い恒久的な制度に再構築すること

なお、現在設置している基金の活用については、次期医療計画期間を 見通し、その期間の延長を図ること 総務省 自治財政局

文部科学省 高等教育局

9 医師確保等人材の育成支援について

近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、平成18年8月の「新医師確保総合対策」、 平成19年5月の「緊急医師確保対策」及び平成21年7月の「地域の医 師確保の観点からの定員増」に係る大学医学部における医師養成数の増 を恒久的な措置とすること

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の継続

本県の医育機関は、私立大学である岩手医科大学のみであり当該大学に創設した「地域枠」(県出身者の入試選抜枠)については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、国公立大学を有する他県に比べ多額の財政負担が生じている

また、奨学金制度の一部は平成31年度までの医学部定員増の条件として地域医療再生計画に位置づけることとされたが、当該計画は平成25年度で終了とされている

しかしながら、奨学金の貸与は平成 26 年度以降も当然に継続して行かなければならないものであるため、やむを得ない理由の有無によらず、 当該計画の延長を認めるか、又は、別途の財政支援策を講ずること

3 特定診療科の医師不足の解消

地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ご とに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要 数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科 の医師不足を解消する施策を充実させること

4 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること

5 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対 する財政支援の拡充

医療クラークの導入支援など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと

総務省 自治財政局

文部科学省 高等教育局

10 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医療の確保は、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について 次のとおり要望します。

1 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮 し、更なる地方財政措置の拡充を行うとともに、今後の診療報酬改定に あたっては、更なる評価の充実をすること

2 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関及び医学研究機関としての役割の他、本県の地域医療を支える中核的医療機関及び 医師の養成・派遣機関等としての重要な機能を担っている岩手医科大学 に対し、他の国公立大学と同様に、国からの財政支援の充実を図ること

3 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところであるが、耐震化をさらに推進するため、耐震化整備事業の補助事業とともに恒久的かつ充実した制度を構築すること

11 少子化対策の推進について

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体等と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう、次のとおり要望します。

1 妊婦健康診査支援基金による助成事業の恒久的な制度化

子育て支援体制の一層の充実を図るため、妊婦健康診査支援基金により 実施している妊婦健康診査公費負担の助成事業を平成25年度以降も継続 して行えるよう、恒久的な制度として、安定した財源の確保を図ること

2 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充

町村における児童家庭相談の機能を充実し、児童虐待防止につなげるため、専任職員を配置できるよう財政支援を拡充すること

3 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充

放課後児童クラブ設置促進のための支援を充実すること また、障がい児を受け入れるクラブに対しては、適切な数の指導員の確 保が可能となるよう加算額の増額を図ること

12 介護人材確保対策の充実について

県民が介護に不安を持つことなく、安心して老後を送るためには、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営ととともに、適切なサービスの供給が重要であります。

しかし、介護人材の確保は厳しさを増しており、特に、東日本大震災津波により、離職者、転出者の多い沿岸被災地では、その状況が深刻化していることから、介護人材確保対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

1 介護人材確保対策の充実

介護人材確保対策は多角的、継続的な取組が重要であることから、介護 雇用プログラム事業の継続実施や新規事業の創設など人材確保及び育成 策を充実させるとともに、地域の実情に応じた対策を実施することができ るよう、各地域での取組に対する十分な財政支援を講ずること 内閣府 政策統括官 (共生社会政策担当) 厚生労働省 社会・援護局

13 自殺対策の充実について

自殺対策については、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、県・市 町村や関係団体において、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情 に沿った取組を推進しているところです。

しかし、自殺対策は、未だ道半ばであり、かつ、今般の東日本大震災津 波による自殺者の増加が懸念されることから、今後の継続的、総合的な取 組が重要であります。

ついては、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

1 自殺対策に係る恒久的かつ十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、「地域自殺対策緊急強化事業(基金事業)」終了後においても、恒久的かつ十分な財政措置を講ずること

14 診療報酬の改定について

平成24年4月に行われた診療報酬改定において、前回に引き続きプラス 改定されたことは一定の評価をするものでありますが、公立病院が厳しい 経営環境にありながらも、住民のニーズに対応した適切な医療を提供して いる実情を十分考慮し、診療報酬の改定に当たっては、次のとおりの評価 の充実が図られるよう要望します。

1 へき地・救急医療等への評価の充実

へき地医療、高度・特殊・先駆的医療及び救急医療に対応している状況への評価が十分とは言い難い状況であるため、こうした実情を十分考慮すること

2 診療機能分担への評価の充実

公立病院等においては、診療機能の分担により地域医療連携(病病・病 診連携)を図りながら医療機能体制を提供しているが、開設者が同一であ る病院間で転院した場合、転院前からの入院日が診療報酬算定の起算日 とされていることから、病院毎の入院日を起算日とすること

また、地域医療支援病院の承認要件には、紹介率、逆紹介率が定められているが、開設者が同一である病院等間で紹介等を行った場合においても、これを算定に含めることなどそれぞれの診療機能を評価すること (要望項目 10-1 に内容重複)

15 病院事業に係る地方財政措置拡充について

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院に対する地方財政措置の拡充を要望します。

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財 政措置の拡充を行うこと (要望項目 10-1 に内容重複)

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や住民が安心できる医療提供体制の整備を重点的に進める必要があるとともに、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じること

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

平成21年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方 財政措置が拡充されたところであるが、本県が実施している県北沿岸な ど医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度をはじめ、病院勤務医 を適切に評価し支援するために必要な処遇改善に対して、適切な財政措 置を講じること

法務省 外務省 A国管理局 領事局

16 地方と中国の交流を促進するための環境の整備について

東アジア地域における本県県産品の取引きの増加等を契機に、中国等の 経済人の間で、本県への直接投資やビジネスについての関心が高まってお ります。

経済のグローバル化がますます進展する中で、地方が自らの発想で独自のネットワークを駆使し、直接、海外との経済交流を推進することは、地方経済のみならず日本全体の経済活性化につながるものと考えております。

こうしたことから、本県と成長著しい中国との経済的・人的交流を頻繁に行い、県内企業との商取引を活発化させるとともに、中国の優良企業を主体的・積極的に誘致し、地域産業の振興及び雇用の促進等を図っていくため、中国の経済人等が本県に来やすく、かつ滞在しやすい環境の整備について、次のとおり要望します。

1 数次有効の日本入国査証(商用目的)の申請要件の緩和等

数次有効の日本入国査証(商用目的)の申請要件の緩和をはじめとした中国国籍者が日本入国査証を申請する際の手続きを簡素化すること

農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について 17

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に 関する施策の充実を図るよう要望します。

また、農業者等は、平成25年の営農計画を作成する時期を迎えており、 関連する施策は可能な限り早期に示すことを要望します。

1 農業経営の安定化対策の充実・強化

- (1) 農業の持続的発展に向け、経営の安定化が図られるよう農業者の所得 を補償する施策を円滑に進めるための安定した財源確保と、恒久的な制 度とするための法制化を進めること
- (2) 麦・大豆等の生産性向上への取組や、地域振興作物の生産を支援する 施策を継続し、十分な予算を確保すること

新規就農者の安定的な確保・育成に向けた総合的な支援の充実 2

- (1) 円滑な新規就農や経営移譲を支援するため、市町村が認定する新規就 農者を対象に、就農前後の所得を確保する給付金を充実すること
- (2) 新規就農者の早期経営安定を図るため、生産資材や機械・施設のリー ス料等の初度的経費について、助成措置を講ずること
- (3) 新規就農希望者が生産技術や経営能力を早期に習得するためには、先 進農家での実践研修が有意義であるので、研修を受け入れる農家を確保 するため、受入農家の負担軽減のための支援を行うこと
- 認定農業者に対する支援施策の充実・強化

- (1) 地域農業の目指す姿とその実現に向けた地域農業のマスタープランの作成を推進するとともに、同プランに位置づけられた地域の中心となる経営体においては、農地の集積と農業経営の多角化を早急に進める必要があることから、認定農業者を対象とした機械・施設等の整備を支援すること
 - (2) 先進的な農業者の育成と農業経営のさらなる高度化に向け、都道府県 等が実施する労務管理や農産物マーケティング等の経営能力の向上を 図る教育に対し支援すること

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 今後の米の生産数量目標の配分等に当たっても、米需給調整に理解・協力し、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、東日本大震災津波の被災県が不利とならない算定方法とすること
- (2) ミニマムアクセス米については、主食用米としての流通増加による価格の低下が懸念されることから、主食用米の国内需給に影響を及ぼさない対策を講ずること

5 農地転用許可権限の移譲

住民に身近な行政は地方自治体が実施するという地域主権推進の観点から、農地転用許可権限については、国が有している4haを超える農地転用許可権限を、都道府県知事に移譲するとともに、2haを超え4ha以下の農地転用許可に関する国への協議を廃止すること

6 森林整備に対する助成制度の拡充

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会に不可欠な森林を持続的に経営 していくため、再造林を行う際の森林所有者負担を軽減する、定額助成 方式の補助制度を創設すること

また、改正前の森林法に基づき、既に森林施業計画が認定されている 森林について、当該計画認定期間中は、造林や間伐等の経費について補助を継続すること

7 公共建築物等の木材利用促進に対する助成制度の拡充

公共建築物等木材利用促進法の施行による木材利用の気運の高まりを 定着させ、更なる木材の需要拡大を図るため、公共建築物等の木材利用 促進に対する助成制度を拡充すること

8 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法改正に伴い、市町村の森林管理に係る業務が大幅に増大することから、執行体制の確保を図るため、市町村等地方公共団体への財政支援を行うこと

9 サケ及びアワビ等栽培漁業の安定化・効率化

- (1) サケ増殖事業主体の大半が大津波による甚大な被害を受けたことから、サケ資源を安定的に造成するため、稚魚放流に必要な経費への助成を継続するとともに、近年、回帰尾数が減少している本邦系サケ資源の回復に向けて、国において資源変動要因を解明し、対策を講ずること
- (2) アワビ、ウニ、ヒラメ等種苗生産施設が大津波による甚大な被害を受けたことから、種苗生産を再開し、放流事業が軌道に乗るまでの間、種苗生産施設の整備及び種苗放流に対する支援を継続すること

18 野生鳥獣対策の拡充について

野生鳥獣による農林業被害が増加し、さらにはニホンジカによる高山植物の食害や天然林の植生変化などが生じ、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、岩手県では、現行制度における規制緩和を行い、捕獲数の 上積みを促進する取組みを推進しており、特にも、ニホンジカ対策として 狩猟期間の延長や捕獲数制限の緩和などを実施してきておりますが、これ らの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況 にあります。

また、県南部のニホンジカから基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による個体数調整に支障が生じています。

このことから、被害対策はもとより、ニホンジカを始めとする有害鳥獣の個体数管理を主眼に置いた対策の強化が必要であり、著しく増加している野生鳥獣への対策を拡充して実施するため、国における早急な支援等を要望します。

1 個体数の適正管理施策の充実強化

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣害による被害を低減する ため、有害捕獲の強化や新たな捕獲技術開発、野生鳥獣肉の放射性物質 検出による捕獲圧減少問題への対応など、個体数管理に効果のある施策 を充実するとともに、集中的な財政支援を行うこと

2 鳥獣被害防止総合対策交付金の充実・強化

市町村等が十分な被害対策を講じることができるよう、地域住民に対する意識啓発や市町村域を越えた広域捕獲、捕獲報奨金など、メニューを拡大するとともに交付金の予算を確保すること

19 農地・森林・水産基盤の整備及び保全について

農林水産業が地域振興の基盤となる産業として確立できるよう、農地・ 森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を要望します。

また、平成 25 年度事業について、切れ目のない執行が可能となる予算措置を要望します。

1 地域ニーズに即した柔軟な事業展開が可能な交付金の予算確保

生産性・市場性の高い産地形成や快適で安全に暮らすことのできる農山漁村を確立するためには、遅れている生産基盤や生活環境施設の加速的整備が必要であることから、「地域自主戦略交付金」と「農山漁村地域整備交付金」について、地域ニーズに的確に応えうる十分な予算を確保すること

また、積雪寒冷地において、適期施工が可能となるよう交付決定前着 T.を認めること

2 食料自給力向上に向けた農業生産基盤整備の推進

- (1) 水田整備率が全国平均より 10 ポイント以上も低いなど生産基盤の整備が立ち遅れている本県においては、地域の特性に応じた農業生産基盤整備を加速的に推進する必要があることから、平成 22 年度以降、大幅に削減されている、水田の大区画化・汎用化や農業水利施設の整備などを行う農業農村整備対策予算を十分に確保すること
- (2) 本県では排水改良の遅れなどにより麦・大豆の平均単収は、東北や主産県を大きく下回っていることから、排水対策が単独で実施でき、地元ニーズも高い「農業体質強化基盤整備促進事業」を平成25年度以降も継続すること

- (3) 農業用水の安定供給や効率的な農産物流通を維持していくため、次々と耐用年数を迎える農業水利施設や農道について、適切なストックマネジメントによる計画的な予防保全・補修・更新など長寿命化対策を強化するとともに、地域の水循環の中核を担う中規模(県営事業クラス)のダムや揚水機場等の維持管理に対する支援制度を創設すること
- (4) 施設の長寿命化や農業・農村が有する多面的な機能の維持・増進とともに、農村コミュニティの再生にも寄与していると評価の高い「農地・水保全管理支払交付金」については、本年度から5年間延長されたところであるが、これら効用を将来にわたり継続していくため、本制度を恒久化すること
- (5) 近年、頻発する大地震により土地改良施設の保全管理への影響が顕在 化していることから、国有土地改良施設については、国において早急に 耐震診断を実施するとともに、その診断結果に基づき必要な保全対策を 講じること

また、小規模なため池等の農業水利施設についても、広域的な緊急点検と点検結果に基づく保全対策に対する支援制度を創設すること

3 農村地域における再生可能エネルギーの導入促進

国営土地改良施設への発電施設建設について、現在実施中及び調査中の国営事業地区への積極的な導入検討を進めるとともに、土地改良区等施設管理受託者が実施する国営造成施設への発電施設導入を全面的に支援する制度を創設すること

4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 平成17年度から19年度まで、林業公社支援策として認められていた 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還の措置について、県有林事業の債 務にも適用範囲を拡大のうえ、再開すること
- (2) 県有林事業の債務に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化 対策として行っている特別交付税措置と同様の措置を講ずること

5 目的税の創設による森林の整備・保全

地球温暖化対策の推進に向けて、森林を適切に整備・保全し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させていくため、目的税を創設し、管理不十分な森林の整備を全額国費で行う制度を早期に構築すること

6 松くい虫被害対策の強化

太平洋側における松くい虫被害の北上を阻止するため、感染源となる 潜在被害木等を駆除するための事業を創設すること

大臣官房

20 農林水産業分野に関する国際貿易交渉等について

農林水産業分野に関する国際貿易交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすよう要望します。

なお、平成23年6月23日、G20農相会合で採択された「食料価格と農業に関する行動計画」は、我が国が主張してきた食料安全保障や多様な農業の共存の重要性に沿ったものと認識しており、この行動計画に沿って各国が施策を講じるよう、働きかけを行うことを要望します。

特に、関税撤廃が原則であるTPPへの参加については、広く国民の理解と合意が得られるまで十分な時間をかけて慎重に検討することを要望します。

1 交渉に臨む姿勢

WTO交渉及びEPA交渉に当たっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取組への影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと

2 WTO交渉

(1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、 食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我 が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡 大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう交渉 に当たること

- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とするとともに、水産物の輸入割当制度が堅持されるよう交渉に当たること
- (3) とりわけ、水産物交渉では、水産資源の保存及び持続的利用や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう交渉に当たること

3 EPA交渉

EPA交渉では、国内農業はもとより地域経済に対する影響を及ぼさないよう交渉に当たること

特に、日豪EPA交渉において、米、小麦、牛肉、乳製品など我が国の重要品目の関税が撤廃されれば、今後のWTO交渉及び米国、EU等とのEPA交渉への大きな影響が懸念されることから、これら重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、強い姿勢で交渉に当たること

4 TPP交渉

TPP協定は、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが予想されることから、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、国民各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行うこと。特に、東日本大震災津波からの復興を目指す被災地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること

国土交通省 道路局

21 道路整備事業の促進について

本県は、首都圏の一都三県に匹敵する広大な面積を有しており、移動手段を自動車交通に依存している状況にあります。道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も基礎となる社会基盤のひとつであり、救急医療機関へのアクセスの向上や災害時における救援物資等の輸送の確保、地域間の交流・連携の促進を図るなど、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るためには、幹線道路ネットワーク等の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

1 直轄道路等の整備促進

(1) 直轄道路の整備促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進すること

- 一般国道4号の整備促進
- 一般国道 46 号の整備促進

(2) スマート IC の整備のための予算の確保

高速道路の利便性を高め、産業振興や地域医療等を支援するスマート ICの整備を促進するため、必要な予算を確保すること

2 一般国道 106 号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道 106 号を指定区間に編入し、一般国道 46 号等と併せ、国で一体的に管理すること

22 港湾・海岸整備事業の促進について

県内の産業を支える物流拠点づくりや地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを推進するとともに、津波被害から県民の生命・財産を守るため、次の項目について要望します。

1 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾・海岸整備事業の事業期間を前倒しのうえ早期完成を図ること

- (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進(港湾・海岸)
- (2) 宮古港竜神崎防波堤の整備促進(港湾)

23 河川・砂防施設整備事業の促進について

本県は、河川の整備率が未だに低く、また、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えています。自然災害等に対する県民の不安を軽減し、県民の安全で安心な暮らしを実現するためには、河川改修や砂防施設の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

1 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中しているが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の二度の豪雨等、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないよう、引き続き、整備促進を図ること

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業(北上川上流)等の促進

2 直轄砂防事業の促進

平成20年6月の岩手・宮城内陸地震により発生した大量の不安定土砂 や岩手山の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早 急に被害の防止・軽減を図るため、直轄砂防事業の完成時期が遅れるこ とがないよう、引き続き、整備促進を図ること

- (1) 八幡平山系直轄火山砂防事業の促進
- (2) 栗駒山系直轄特定緊急砂防事業の促進

24 ダム建設事業の促進について

洪水から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを実現するため、 次の事項について、要望します。

1 直轄ダム建設事業の促進

胆沢ダム建設事業は、胆沢川や北上川沿川の洪水被害の軽減、水道用水やかんがい用水の確保、発電等を目的に実施されており、本県の発展や県民の安全で安心な暮らしの実現のために極めて重要であることから、計画どおり平成25年度の完成を図ること

2 県営ダム建設事業の推進のための予算の確保

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保などの整備効果を早期 に発現させるため、簗川ダム等の整備を推進するための予算を確保する こと

国土交通省 道路局 水管理·国土保全局 都市局

港湾局 住宅局

25 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について

平成 24 年度政府予算において、「社会資本整備総合交付金(通常・全国防災)」及び「地域自主戦略交付金」を合わせた本県への公共事業予算の配分額は、対前年度並みの予算が確保されたものの、県民の安全で安心な暮らしを守る防災施設等の整備や、物流を支える幹線道路ネットワークの整備、老朽化した橋梁などの社会資本の維持管理など、本県にとって必要な社会資本を適切に整備し、維持管理していくための予算が十分に確保されていない状況にあります。

つきましては、次の事項について、着実に推進するための予算の確保を 要望します。

1 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や 圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道 路の無電柱化、日常生活を支える安全な道づくりなど、国道や地方道の 整備を着実に推進するための予算を確保すること

2 河川・砂防事業の推進

近年に家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止や、都市部等における予防的な治水対策、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などにおける土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保すること

3 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、盛岡南新都市地区開発整備事業をはじめとする土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保すること

4 港湾・海岸事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を着実に推進するための予算を確保すること

5 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保すること

6 適切な維持管理の推進

老朽化した橋梁、河川・海岸施設、下水道などの社会資本について、 良好な状態を維持し、安全性・信頼性の確保を図るため、維持管理計画 や国が検討している点検基準の見直し等を踏まえた適切な維持管理を推 進するための予算を確保すること 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

26 浄化槽整備事業の推進について

本県は、中山間地域を多く抱えていることから、健全な水循環を確保するため、生活排水対策として浄化槽の計画的、効率的な整備に取り組んでいますが、浄化槽の普及率は計画の半分程度であり、今後、一層の普及促進が必要となっています。

また、市町村財政は、税収減や地方交付税の落ち込み、福祉負担の増加などにより一段と厳しくなっていることから、浄化槽の更なる整備促進を図るため、次の事項について要望します。

1 浄化槽市町村整備推進事業の助成率の引上げ及び事業要件の緩和

市町村が設置する浄化槽については、市町村の財政負担軽減を図る観点から、事業の助成率を1/3から、下水道等と同じ1/2に引き上げること

また、単年度当たりの設置基数要件については、財政的に要件を満た すことが困難であることから廃止すること

2 浄化槽設置整備事業(個人設置型)の助成率の引上げ

厳しい財政状況下にある市町村が、独自のかさ上げ補助を実施して浄化槽の普及促進に努めている現状に鑑み、事業の助成率を1/3から1/2に引き上げること

3 浄化槽施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

災害復旧事業の補助率1/2を、下水道等の公共施設と同じ2/3に引き上げること

27 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について

東日本大震災津波で被害を受け、特定被災地方公共団体に指定された市町村の農業集落排水施設の補助率は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、補助率が引き上げられたものの、指定されなかった市町村では、通常補助率がそのまま適用され、多大な負担を強いられております。

農業集落排水施設は現行制度上、下水道等の他の公共施設と比べて補助率が低いことから、市町村の財政負担の軽減を図るとともに、今後の大規模な地震の発生による災害に円滑に対応するため、次の事項について要望します。

1 農業集落排水施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

農村部の汚水処理を担う農業集落排水施設は、都市部の公共下水道と同様、住民のライフラインとして、重要度の高い公共施設の一つであることから、災害復旧事業の補助率を下水道等の公共施設と同じ2/3に引き上げること

28 高校授業料無償化の継続及び拡充について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に 関する法律の附則において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」としていますが、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度及び高等学校等就学支援金の支給制度(以下「高校授業料無償化」という。)の見直しに当たっては、現行制度を継続・拡充するよう、次のとおり要望します。

1 高校授業料無償化の継続・拡充

高校授業料無償化は、恒久法を制定の上で導入されたものであり、現 行制度の改廃は、保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせることになる

教育はこれからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であり、特に、 東日本大震災津波の被災県では、被災者支援や災害復旧活動に最優先で 取り組んでいる中、経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均 等が後退し、また、復興を妨げるおそれがあることから、現行制度を継 続すること

また、高等学校等就学支援金については、平成22年度税制改正による 扶養控除見直しにより、低所得世帯の負担が増える場合もあることから、 教育の経済的負担の軽減をはかるという制度の趣旨が後退することのな いよう措置すること。

2 公立高等学校授業料不徴収交付金の拡充

現行の制度においては、公立高校の授業料を徴収しないこととされているが、他方、生徒間の負担の公平の観点から特別の事由がある場合には、授業料を徴収することができるとされており、都道府県において授業料の徴収の取り扱いが区々となっている状況である

これは、卒業生及び留年した生徒を公立高等学校授業料不徴収交付金の算定から除いていることが、その原因の一つと考えられることから、公立高校に在学する全生徒を交付金の対象とするよう制度を拡充すること

29 新たな教職員定数改善計画の策定について

今日的な教育課題の解決に向けた個に応じたきめ細かな教育を実施する ため、また、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数 改善計画を早期に策定し実施することを要望します。

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細やかな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施すること

また、同様に、高等学校における教職員定数改善計画の策定も見送られており、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し実施すること

文教施設企画部、高等教育局私学部、初等中等教育局

30 学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、重要な役割を担っています。このため、学校施設の早期耐震化は喫緊の課題であり、その一層の推進のため、全ての計画事業が実現できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう要望します。

1 公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置の拡充

地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされている構造耐震指標(Is 値)0.3 未満の建物の補強に係る国庫補助率3分の2の 嵩上げ措置を、Is 値 0.3 以上の建物についても拡充すること

さらに、補強が困難でやむを得ず改築する Is値0.3未満の建物に係る国庫補助率2分の1の嵩上げ措置を補強工事と同様に3分の2に引き上げるとともに、嵩上げ対象を Is値0.3以上の建物にも拡大する特例を設けること

また、防災機能強化事業における建築非構造部材の耐震化工事に係る国庫補助率を3分の2に引き上げること

2 公立高等学校施設の耐震化に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするとともに、地震防災対策特別措置法に基づく補助率の嵩上げ措置(補助率2/3)も適用すること

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすこと

4 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

小中学校及び高等学校等施設の耐震改築事業も国庫補助対象とするとと もに、私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とすること

31 活断層調査の推進について

平成 20 年岩手・宮城内陸地震をもたらした断層は新たな活断層であったことや、東日本大震災津波の影響などを踏まえ、新たな活断層等に対する調査を推進するとともに、内陸直下型地震など大規模な被害をもたらす危険性のある活断層の実態を一層解明することを要望します。

1 活断層調査の推進

岩手・宮城内陸地震の発生や東日本大震災津波の影響などを踏まえ、 活断層による大規模災害の発生が危惧されることから、岩手・宮城内陸 地震の震源域付近の活断層及びこれまで調査が未実施である折爪断層帯 等に対する調査を早急に実施すること

また、既に調査が行われた雫石盆地西縁断層帯及び北上低地西縁断層帯についても、追加・補完調査を実施し、その実態を一層解明すること

32 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

日本の古代から中世にかけての移行期にあたる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、東北・北海道には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていない

平成23年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層 高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置すること